

認定電気通信事業者の行う中継施設地等の設置に係る事業計画の必要書類一覧

(令和7年10月作成)

図 書 ※必要部数は市街化調整区域の場合のもの	説 明	チェック
事業計画書 【原本3部】	A4サイズ 自署の場合は、押印不要。	
位置図 【2部】	申請地を朱書きで記載してください。 (都市計画図、住宅地図、インターネットで取得できる地図等) ※ 都市計画図は、都市計画課（南館2階）で購入できます。	
公図（地番表示図） 【2部】	3ヶ月以内に交付を受けたもの（写し可） 申請地を朱書きで囲み、隣接地の現況地目を記入してください。 ※ 公図は、法務局又は市税務課（北館2階）で購入できます。	
申請地の登記事項証明書 【2部】	全部事項証明書 ※3ヶ月以内に交付を受けたもの	
配置図 【2部】	施設等の配置がわかるよう記載してください。	
立面図 【2部】	施設等の高さを記載してください。	
求積図（地積測量図） 【2部】	農地の一部を転用する場合。	
電気通信事業法認定書の写し 【2部】	認定電気通信事業者であることがわかるもの。	
耕作者の同意書 【2部】	申請地に利用権が設定されている場合。 ※任意様式で自署の場合は押印不要。 ※事業計画書に耕作者氏名及び同意が取れている旨を追記すれば省略可。	
委任状 【原本1部】 【写し1部】	（委任を受けて届出をする場合（使用者を差向ける場合は不要））	

【注意事項】

- ・ 届出する前に必ず農業委員会へ事前の相談をしてください。
- ・ 上記の提出部数は市街化調整区域の場合です。市街化区域の場合は、事業計画書は原本を2部、その他は1部ずつ提出してください。
- ・ 開庁日に随時受付します。
- ・ 手続きが完了は、市街化区域の場合、最短で5開庁日です。市街化調整区域の場合は、農業委員会事務局へご確認ください。
- ・ 工事の完了後は完了報告を提出してください。
- ・ 審議の過程で、上記以外の書類の提出が必要となる場合があります。